

産 政 第 3 3 号
令和2年4月14日

企業の皆様へ

茨城県産業戦略部長

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴うお願いについて

新型コロナウイルス感染症の感染が拡大する中、4月7日に政府から7都府県を対象に緊急事態宣言が発令され、本県におきましても、宣言対象の東京都等と交流の多い県南地域の10市町に対し、4月8日に外出自粛等の要請を行ったところです。

しかしながら、緊急事態宣言が発令されている東京都・千葉県及び埼玉県等から県内への人口流入が確認されておりますため、今般、予防的観点から、外出自粛の要請対象を全県域に拡充することとし、昨日13日に、新型コロナウイルス感染症対策本部会議の決定を経て、大井川知事自ら県民の皆様に対し、別添のとおり「茨城県からのお願い」を発表いたしました。

については、4月14日から5月6日までの間、県内全域に所在する事務所につきましては、社会機能を維持するために必要な職種を除き、原則としてテレワークや時差出勤、テレビ会議等の積極的活用により、感染拡大の防止に向けて特段のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

(この文書に係るお問い合わせ)

茨城県産業戦略部産業政策課 小川・廣瀬 TEL 029-301-3525